

令和6年度 学校いじめ防止基本計画

入間市立黒須小学校
校長 山田 亮太

1 いじめ防止対策推進法の制定と対応

法が制定、施行されたことを受け、教職員一人一人がより一層の高い問題意識を保ち、法の趣旨を踏まえた総合的な対策を講じていくことが不可欠となった。

〔法を踏まえて対応すべき主な事項〕

- （法第16条）いじめを早期に発見するための定期的な調査の実施
- （法第16条3項）相談体制の整備
- （法第22条）いじめの防止等の対策のための組織の設置
- （法第28条）重大事態への対処：事実関係を明確にするための調査
- （法第30条）重大事態への対処：地方公共団体の長による再調査

2 いじめの定義

「いじめ」を「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍しているなど当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身に苦痛をかかっているもの」と定義する。

3 いじめの対策の基本方針

- ア いじめは、いじめを受けた児童の心に長く深い傷を残すものであり、いじめは、どの学校でもどの学級にも起こり得るという認識の下、日常的に未然防止に取り組む。
- イ いじめは絶対に許されない行為であり、いじめの中に犯罪行為として取り扱われるものもあるのだということを強く認識して、日々の教育活動に取り組む。
- ウ いじめを把握した場合には、速やかに解決に向けて、全校体制で迅速に取り組む。
- エ 児童の尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として取り組む。
- オ いじめを「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対処」の4つの段階で捉え、それぞれの段階に応じて取り組む。
- カ いじめ被害を訴えた児童や保護者に寄り添う。
- キ 情報を正確に把握・共有するために、「いつ」「どこで」「誰が（誰に）」「何を」「なぜ」「どのように」など5W1Hに沿って、時系列に情報を記録する。

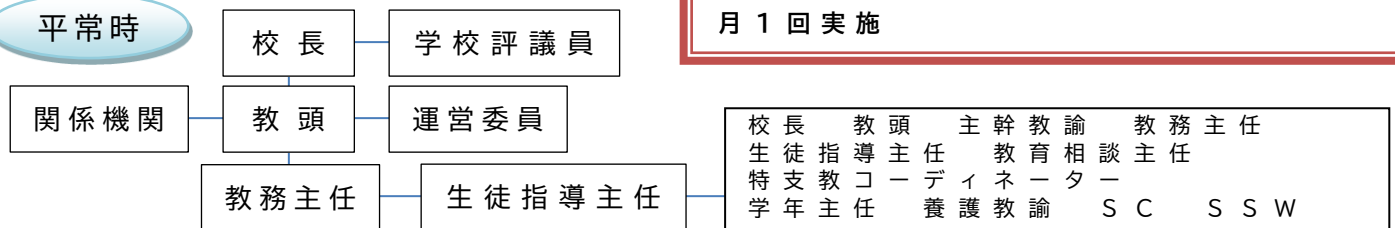
4 いじめ対策の柱

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定（本方針）
- イ 学校いじめ対策委員会及びいじめに関する連絡協議会等の実施
対策委員会（月１回）、連絡協議会（月１回）、緊急対応チーム（緊急時）
生徒指導職員朝会（毎週木曜日）、マイワークにおけるデータ蓄積時間の確保
- ウ いじめに関する教員研修の充実：４月、８月
- エ いじめ実態調査の実施：６月、１０月
- オ いじめに関する授業の実施：全学級 道徳の授業等で毎学期１回以上実施
- カ いじめ対策実施状況の点検・評価の実施：２月
- キ インターネットにかかわるいじめ防止対策合言葉「ちとせあめ」の推進

5 いじめ対策の組織及び相談体制

学校いじめ防止推進委員会（生特教委員会）
月1回実施

平常時



各学年・学級 保護者・地域

- いじめに関する授業、集会
- 児童への働きかけ、面接
- いじめ実態調査の実施
- 学校便り等による啓発

常時

いじめ問題連絡協議会（全体会）
月1回実施

全職員 専門家
特別支援学校のコーディネーター

いじめ発生時

いじめ発見

校長へ報告

学校いじめ対策委員会（臨時召集）

市教委へ連絡

★サポートチームの設置により組織
で対応する

- 事実確認調査、情報収集、窓口の一本化
- 役割分担の決定、確認、全職員が迅速に動く
- 被害児童の安全確保、保護者との連携
- 加害児童・傍観者への指導、保護者との連携

市児童福祉
課・児童の
相談連携

教育相談室
SSWとの
連携

被害児童

いじめの解消、観察、支援を継続

重大事態発生

重大事態の発見

校長へ報告

学校いじめ対策委員会（緊急召集）

市教委へ速報
指示を仰ぐ

★第三者からなる緊急対応チームを
設置する

- いじめ対策委員会に加えて、養護教諭、警察、弁護士、医師、PTA役員、教育委員、SC、SSW、担任等で構成
- 役割分担の決定、確認、全職員が迅速に動く
- 被害児童の安全確保、保護者との連携
- 加害児童・傍観者への対処、保護者との連携

市児童福祉
課・児童の
相談連携

教育相談室
SSWとの
連携・協力

学習適応教
室での学
習支援など

加害児童へは

別室での学習指導
出席停止も視野に

被害児童へは

重大事態解決 対応・支援を継続

6 いじめ問題対応の6つのポイント

ポイント 1

学校が一丸となって取り組む ～教員の指導力の向上と組織的対応～

いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力に基づく個による対応のみならず、学校全体による組織的な対応を進める。

→ 特定の教員がいじめ問題を抱え込むことなく、機動的かつ組織的な対応ができるようにするため、学校いじめ対策委員会を核とし、各々の教職員の役割と責任を明確化する。

ポイント 2

被害の子どもを守る ～子どもからの声を確実に受け止め守り通す～

被害の子どもからの情報やいじめの兆候を確実に受けとめ、被害の子どもが安心して学校生活を送ることができるようにするため、被害の子どもを組織的に守り通す取組を徹底する。

→ 被害の子どもの声やサインを早期にかつ確実に受けとめるため、学級担任として子どもへの積極的な働きかけを行うとともに、スクールカウンセラーによる面談などの取組を実施する。

→ 被害の子どもの安全確保のために、状況をきめ細かく把握し、重大事態発生の場合等は、登下校時の付き添いなどを実施する。

ポイント 3

周囲の子どもに働きかける ～見て見ぬふりをせず、声を上げられる学校づくり～

周囲の子どもが知っていながらも「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教員等に伝えた子どもを守り通すとともに、周囲の子どもの発信を促すための子どもによる主体的な取組を支援する。

→ 勇気をもって伝えた子どもを守り通すことを宣言し、登下校時の付き添いなど、いじめから守るための取組を、保護者や地域と連携しながら、継続的かつ徹底して行い、周囲の子どもの安全を確保する。

→ 周囲の子どもが「いじめを見て見ぬふりしない」よう道徳や特別活動等で指導するとともに、日ごろから教員、児童ともに「～さん」で呼ぶなど、言葉づかいの指導を行っていく。

ポイント 4

社会総がかりで取り組む ～保護者・地域・関係機関との連携～

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関との連携を密にして取り組む。

→ 保護者会等を活用した情報の共有や地域人材との連携による子どもの見守りを実施する。

→ いじめの対応状況に応じて、医療機関、福祉機関等と連携した対応を取る。

犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる時には、ためらうことなく狭山警察署と相談して対処する。

ポイント 5

いじめの疑いが確認された時点で「重大事態」 ～早めの認知→解消に向けた迅速な動き～

社会通念上のいじめと法律上のいじめは、認識にギャップが生じる。そこで、「疑わしきものがあれば、重大事態」と捉え、情報収集、対応に動けるようにする。そのためには、短期・中期・長期的なスパンで行う教員の情報交換や教員研修の開催などを通して、情報共有を行う。

- <短期> 毎週木曜日 : 生徒指導職員朝会
- <中期> 月 1 回 : 生徒指導・特別支援・教育相談委員会
- <長期> 4、8、1 月 : いじめに関する教員研修
- 「彩の国 生徒指導ハンドブック I' s 2019」を活用した研修の実施

ポイント 6

ネットいじめに対する指導と対応 ～基本方針と対応、啓発活動～

パソコンや携帯電話、スマートフォン等を利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上の掲示板に書き込んだり、メールや画像等を送ったり、また、仲間外れの方法によりいじめを行うものに対して、以下の対応を行う。

ア インターネットの特殊性を踏まえた情報モラル教育の実施

イ 保護者に対しての啓発

- (1) 家庭内における所持すべきか否かの検討
- (2) 所持するにあたってのルール作りの絶対的必要性

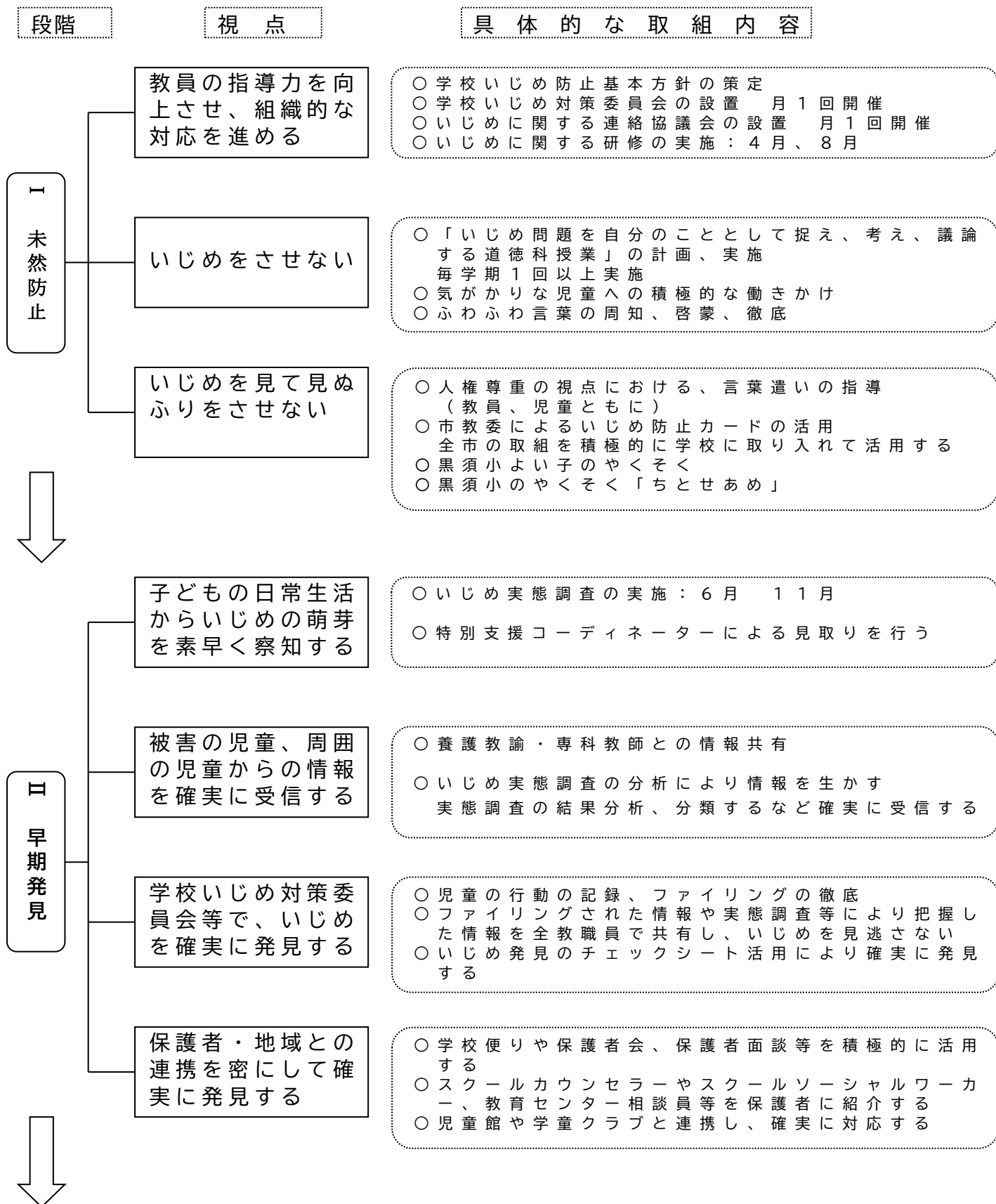
インターネットへアクセスすることは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や知らぬ間に利用者の個人情報流出させてしまうなどの様々なトラブルがあることを周知していく。

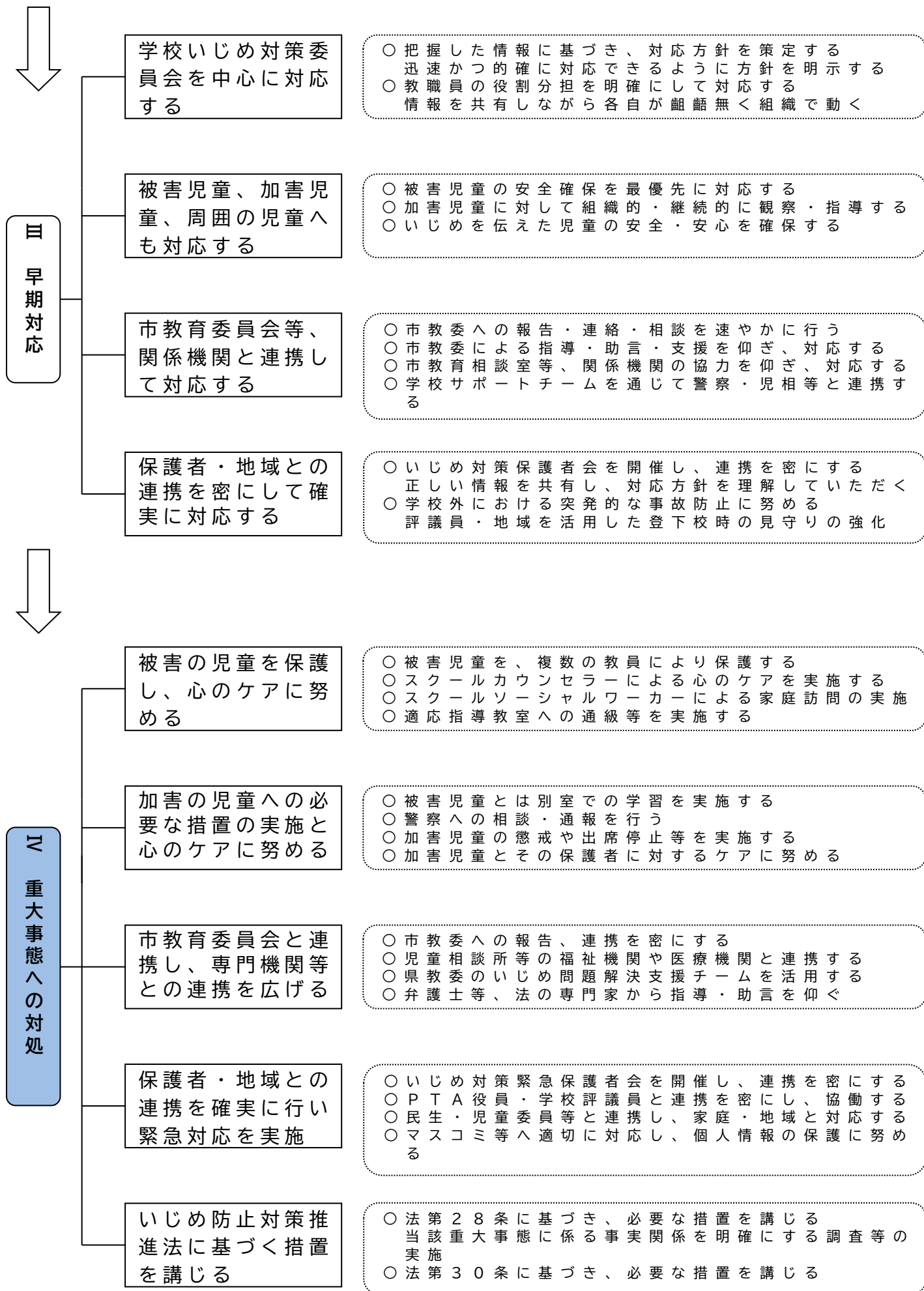
黒須小学校の約束「ちとせあめ」「よい子のやくそく」を配布し周知をする。

<ちしき ともだち せいかつリズム あんぜん めりはり>

7 4つの段階に応じた具体的な取組

いじめを「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対処」の4つの段階で捉え、それぞれの段階に応じた取組の視点と具体的な取組内容を示す。対応に当たっては、前述のポイントを常に念頭に置いて進めていくことが重要である。





一 総則

- 1 「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。
- 2 いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

二 いじめの防止基本方針等

- 1 国、地方公共団体及び学校の各主体による「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定について定めること。
- 2 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策協議会を置くことができること。

三 基本的施策・いじめの防止等に関する措置

- 1 学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として（１）道徳教育等の充実、（２）早期発見のための措置、（３）相談体制の整備、（４）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として（５）いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、（６）調査研究の推進、（７）啓発活動について定めること。
- 2 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等の専門家その他の県警者により構成される組織を置くこと。
- 3 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として（１）いじめの事実確認、（２）いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、（３）いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときの所轄警察署との連携について定めること。
- 4 懲戒、出席停止制度の適切な運用等の他いじめの防止等に関する措置を定めること。

四 重大事態への対処

- 1 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 地方公共団体の長等に対する重大事態が発生した旨の報告、地方公共団体の長等による調査の再調査、再調査の結果を踏まえて措置を講ずること等について定めること。